

平成29年度三木町農業委員会
第4回 農地部会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成29年度三木町農業委員会
第4回農地部会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年7月19日
(会議時間) 9:00～10:10
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数26名

1番	小倉 統一	16番	北岡 利幸
2番	阿部 一義	17番	寒川 義己
3番	山地 一夫(欠席)	18番	松家 敏男
5番	原内 敏雄	19番	小松 洋子
6番	廣瀬 忠一(農政部長)	20番	左直 薫
7番	新地 照男	21番	高尾 壽一(農地部長)
8番	久保 薫	22番	安部 正雄
9番	長井 勳	23番	久米井 好美
10番	立石 清	24番	安部 元春
11番	多田 純司	25番	溝渕 廣明
12番	香西 俊之	26番	真部 利徳
13番	筒井 貞伸	27番	村松 修
14番	藤澤 勇一(会長職務代理)	28番	脇 博文(会長)
15番	多田 孝夫	29番	古市 弘(欠席)

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取消について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局(山地事務局長)

それでは、7月の三木町農業委員会農地部会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げたとおり、農地部会審議案件が12件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は28名中26名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は山地委員、古市委員です。定例会議事録署名委員につきましては、寒川委員と小松委員に、農政部会については久保委員、長井委員をお願いいたします。それでは農地部会の進行を農地部長お願いします。

議長(高尾農地部長)

それではただ今から農地部会を開催いたします。議案第1号から議案第6号について上程致しますので、皆様慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字西山田 1筆 3,500㎡
地目：田1筆
譲渡理由：法人への移転
譲受理由：法人への移転
権利：賃借権設定

番号2 申請地：井上字小原 2筆 2,660㎡
地目：畑2筆
譲渡理由：法人への移転
譲受理由：法人への移転
権利：賃借権設定

番号1から番号2におきまして、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

議長(高尾農地部長)

報告第2号も説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。

番号1 申請地：井上字西山田 3,500㎡
地目：田
解約理由：借り手の変更
解約日：平成29年7月1日

番号2 申請地：井上字小原 2, 660㎡
地 目：畑
解約理由：借り手の変更
解約日：平成29年7月1日

番号1は、借り手の法人化により、法人と契約するため解約するものです。
番号2は、借り手の法人化により、法人と契約するため解約するものです。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。地元委員の説明をします。

議案第1号、番号1について譲受人と農業経営基盤強化促進法の貸借をしていますが、5年ごとの契約にしており、時期が来ると契約をし直さないといけないということで、法人化を機に、農地法第3条の許可申請にするというものです。

番号2についても、同様です。

各委員の方、何か質問はありますか。

26番委員(真部委員)

貸借権設定の期間は何年でしていますか。

事務局(稲田主任主事)

10年間です。

議長(高尾農地部長)

農業経営基盤強化促進法では、期間が終了すれば、耕作権は所有者に戻りますが、農地法第3条での貸し借りの場合、期間が終了した後も、解約をしない限り耕作権は所有者には戻らないという、法的な違いがあります。

他に何かありますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：下高岡字八戸 1筆 385㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅平屋建 1棟 131.75㎡

番号1について説明します。

番号1は、土地改良区等の同意、その他法令の許認見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字下穴田 5筆 1,408㎡
地目：畑5筆
現況：畑5筆
目的：資材置場
駐車場
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：氷上字東ツフロ木 3筆 1,012㎡
地目：田3筆
現況：田2筆、雑種地1筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
造成時期：一部無断転用
平成19年頃から

番号3 申請地：氷上字長楽寺 1筆 363㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：駐車場
権利の種類：使用貸借権設定
造成時期：平成22年頃から

番号4 申請地：上高岡字杉ノ木 3筆 488.67㎡

地 目：田 3 筆
現 況：田 3 筆
目 的：集会場平屋建 1 棟 92.05 m²
権利の種類：所有権移転売買

番号 5 申 請 地：下高岡字八戸 1 筆 72 m²
地 目：田 1 筆
現 況：道路 1 筆
目 的：宅地拡張
権利の種類：使用貸借権設定
併 用 地：宅地 503.75 m²
造 成 時 期：昭和 56 年頃から

番号 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

当該申請につきましては、一部無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあつたことや代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 3 について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあつたことや代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 4 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 5 について説明します。

番号 5 は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが、無断転用部分には始末書が添付されており、その他周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議長(農地部長)

ありがとうございます。それでは現地調査を行っていますので担当委員の方から報告をお願いします。

20 番委員 (左直委員)

それでは、現地調査の報告を行います。

7月分の農地法関連の申請について、去る平成29年7月14日（金）の午前9：00から4条申請1件、5条申請5件につきまして、協会長、藤澤会長職務代理、村松委員、左直委員（当番委員）、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。

現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりましたのは、5条申請の番号2、3、5です。こちらについては既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては、特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。それでは、地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員(原内委員)

議案第2号、番号1について説明します。

申請者が現在建っている家を建て直ししようとしたのですが、親類に反対され、その西側に建てることになったものです。

それに関連して、議案第3号、5条申請番号5について説明します。

4条申請する際、測量したら、地目が田になっていたことが発覚し、是正するものです。

15番委員(多田孝夫委員)

議案第3号、番号1について説明します。

譲渡人は、以前に太陽光発電設備を行うということで、転用申請をしておりました。その後体調を崩し、太陽光発電設備はやめることになりました。そして、今回売買する申請がなされたものです。

19番委員(小松委員)

議案第3号、番号2について説明します。

譲受人は、飲食店と運転代行業を営んでおり、駐車スペースが手狭になったため、一部無断転用をし、駐車場としていました。始末書の添付、また地元水利組合等の同意も得られております。

24番委員(安部元春委員)

議案第3号、番号3について説明します。

無断転用していたのを是正するものです。

13番委員(筒井委員)

議案第3号、番号4について説明します。

諏訪地区の集会場を建てるということで、地元水利、地縁団体とも話ができており問題はないと思います。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。各委員の方、何か質問はありますか。

1 番委員(小倉委員)

議案第3号、5条申請の番号2ですが、譲受人は1,000㎡も駐車場が必要なんですか。

事務局(稲田主任主事)

譲受人は、運転代行業も行っており、従業員の駐車スペースが必要となっています。

1 番委員(小倉委員)

わかりました。

議長(高尾農地部長)

10年前から一部無断転用をしていたわけですが、所有権売買の話はしていなかったのでしょうか。

事務局(稲田主任主事)

お互いの話し合いだけでしていたようです。

25番委員(溝渕委員)

議案第3号、5条申請番号1ですが、譲渡人は太陽光発電設備についての転用申請の取下げはしていますか。

事務局(稲田主任主事)

はい、報告案件の第1号になりますが、一旦許可は出ておりましたが、所有権移転も行われておらず取下げということになっています。

議長(高尾農地部長)

他にありませんか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局（稲田主任主事）

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井戸 1, 160 m²
地 目：畑
目 的：山林

番号2 申請地：井戸 891 m²
地 目：畑
目 的：原野

番号3 申請地：井戸 2, 375 m²
地 目：畑
目 的：山林

番号4 申請地：井戸 118.85 m²
地 目：田
目 的：農業用倉庫

番号1、2、3について説明します。

番号1から3は、連続した農地になっており、周囲を山林に囲まれており、徐々に山林化して、農地として、復旧困難ということで、申請がなされたものです。

番号4について、農業用倉庫として利用されており、面積も200 m²未満であるため、非農地証明の申請がなされたものです。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。番号1から3は、同じあたりにあって、申請人が違うだけですね。国下池の東になりますが、小倉委員さん現地はご存知ですか。

1番委員(小倉委員)

申請地は、池の端で、雑木が生い茂っています。アライグマもいてひどい状況です。

議長(高尾農地部長)

何か質問はありませんか。

23番委員(久米井委員)

非農地にする目的は何ですか。非農地にしたからアライグマの被害が減るわけでもないと思いますが、何か、目的があるのでしょうか。

事務局(稲田主任主事)

非農地にした後の計画については聞いておりません。農地のままでおいておくと、遊休農地の関係で調査とかきて困るので、現況に合わせたいと聞いております。

議長(高尾農地部長)

それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号、非農地証明願について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が3件、再設定が7件で合計10件になります。総設定面積は

31,498㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は1件で、総設定面積1,513㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。何か意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取消について、事務局お願いします。

事務局(稲田主任主事)

報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取消について

番号1 申請地：田中字下穴田 849㎡
地目：畑3筆
取消理由：転用計画廃止

番号1について、先ほど地元農業委員より報告がありましたが、申請人が体調を崩し、太陽光発電設備をする計画を家族の反対にあい、断念することになりました。そこで、誰かに使ってもらいたいということで、5条申請番号1にありますように、譲受人と話がまとまったため、転用許可の取消しをするものです。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：井上字西山田 3,500㎡
地目：田
解約理由：借り手の変更
解約日：平成29年7月1日

番号2 申請地：井上字小原 2,660㎡
地目：畑
解約理由：借り手の変更
解約日：平成29年7月1日

続きまして、報告第3号使用貸借返還通知について、説明します。

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：下高岡 457㎡
地目：田
解約日：平成29年6月30日
返還理由：転用のため

番号2 申請地：池戸 1,801㎡
地目：田

解 約 日：平成29年7月1日

返 還 理 由：耕作不便

番号1は、議案第2号、第3号で審議された案件に関連しており、家を新築する転用計画のため解約するものです。

番号2は、耕作不便のため解約するものです。

以上になります。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。報告第1号、報告第2号、報告第3号について、各委員さんから何か質問あればよろしくお願ひします。

26番委員(真部委員)

報告第3号番号2について、耕作不便ということですが、詳しくお願ひします。

議長(高尾農地部長)

今年契約をしたんですが、その後、水利の関係で、水を引き込む状況が、当初打合せをしたのと変わってきてまして、どうしても無理だと、水が引き込めない状況になって、これでは引き受けることができないということで、お断りをした次第です。

他にありませんか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので、この案件を終わります。それでは、議題2番、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について会長からよろしくお願ひします。

会長(脇委員)

報告事項 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(資料読み上げ)

議長 (高尾農地部長)

ありがとうございます。議題3番、その他について、何かありますか。

委員一同

(無し)

議長 (高尾農地部長)

ないようですので、これで農地部会を終わります。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、農地部長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

農地部長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____